

三芳町告示第54号

三芳町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱をここに公布する。

平成31年3月29日

三芳町長 林 伊佐雄

三芳町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三芳町が発注する契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図るため、労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

(確認を行う契約)

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げる契約（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条に規定する法人と締結する契約を除く。）とする。

- (1) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が、1,000万円以上の業務委託契約
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約（契約期間が3年未満のものを除く。）であって、単年度の予定価格が1,000万円以上の業務委託契約
- (3) 三芳町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年三芳町条例第16号）第7条の規定により指定した指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）
- (4) 予定価格が、5,000万円以上の工事請負契約

(労働環境の基準)

第3条 この要綱に基づき確認する労働環境は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を基準とする。

(確認のための書面)

第4条 労働環境を確認するための書面は、労働環境申告書（様式第1号）及び労働者配置計画書（様式第2号。工事請負契約の場合に限る。）とする。

2 前項の書面の提出は、契約締結後速やかに行うものとする。ただし、町長が必要と認

めたときは、この限りでない。

- 3 町長は、書面の提出があったときは、その内容を確認し、契約文書とともに保存するものとする。

(労働環境の調査等)

第5条 契約の相手方に対する労働環境の調査、改善の要請及び報告書の提出並びに入札参加停止等の措置については、当該契約の条項により行うことができる。この場合において、当該契約に係る契約文書に記載する条項の文の標準は、別記のとおりとする。

- 2 前項の入札参加停止等の措置の適用については、三芳町建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成13年三芳町告示第65号）に定めるところによる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、施行の日以後に公告、指名の通知又は見積提出依頼を行う案件から適用する。

別記（第5条関係）

（労働環境の調査）

第〇条 発注者は、三芳町が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条に規定する労働環境申告書の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する者からの聞き取りその他労働環境の確認に必要な調査を行うことができる。

（改善の指示等）

第〇条 発注者は、調査の結果、本契約の履行に従事する者の労働環境が不適切であると認められる場合には、受注者に対し、労働環境の改善を指示することができる。

2 受注者は、前項の指示があった場合には、当該指示により行った労働環境の改善内容を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

（入札参加停止等の措置等）

第〇条 発注者は、次に掲げる場合においては、受注者に対し、入札参加停止の措置等を講じ、又は本契約を解除することができる。

- (1) 労働環境の改善の指示に対する報告書の提出を怠った場合
- (2) 報告書の内容に虚偽があった場合